

『当診療所で満たす施設基準及び加算に関する揭示』について

・明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

・外来感染症対策向上加算

院内感染管理者による指導の下、院内全体で感染対策に取り組んでおり、院内感染対策マニュアルを作成し感染対策を推進しております。院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年1回以上実施し抗菌薬については厚生労働省の手引きに基づいて抗菌薬の適正使用に努めております。また、横浜市医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めております。

・後発医薬品使用体制加算

厚生労働省の方針に従い、患者様の負担軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして、ジェネリック医薬品を積極的に採用しており、後発医薬品使用体制加算を算定しております。

・院内トリアージ実施体制加算

夜間、休日又は深夜において受診された患者様（救急車等で搬送された方を除く）に対して、来院後速やかに緊急性を判断した場合、診療にかかる料金に院内トリアージ実施体制加算を算定しております。

・初診料（歯科）の注1に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の軽備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

・歯科外来診療医療安全対策加算1

医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

・歯科外来診療感染対策加算1

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整えているほか、感染症法上での新興感染症等の発生時においても医科医療機関等との連携を取りつつ円滑な歯科診療を実施するとともに、新興感染症等により患した（疑似症状を含む）他の医療機関からの患者様を受け入れるための体制を整備しています。

・保険外負担に関する事項

当診療所では、以下項目について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。

お薬の容器代（液剤容器・軟膏壺等、処方がある場合） 50円	診断書 3,000円
-------------------------------	------------